2014年度 VCCI 規程集改訂内容比較表

技術専門委員会

規程 WG

2014年2月14日現在

ﾍﾟｰｼﾞ	改訂前	改訂後	理由
運−1	Ｖ－２／２０１２．０４ 自主規制措置運用規程 1986.03.27制　　定 2012.04.01改訂23版 2012.04.01適用開始	Ｖ－２／２０１２．０４ 自主規制措置運用規程 1986.03.27制　　定 2012.04.01改訂23版 2012.04.01適用開始	第 12 条の追加は継続審議とし、改訂は行わない。

運-9			（取扱説明書以外の製品の外装箱、リーフレットや製品紹介ウェブサイト等への表示） 第12条　VCCIマークや届け出を行ったクラスを取扱説明書以外の製品の外装箱、リーフレットや製品紹介ウェブサイト等に使用する場合、下記に従い表示することができる。 但し、表示する場合は消費者に対して誤解を生じさせる表示を行ってはならない。準拠相当 （例えば、「VCCIクラス＊認定」、「VCCI認定取得済」等の表示。） １．VCCIマークを表示する場合 VCCIマークをVCCIシンボルとして表示することができる。但し、VCCIシンボルとして使用する場合は、緑色または黒色を基調色とし、届け出を行ったクラスも表示すること。 (1)クラスA情報技術装置 VCI　または　VCI VCCIクラスA適合　VCCI-A適合 (2)クラスB情報技術装置 VCI　または　VCI VCCIクラスB適合　VCCI-B適合 ２．届け出を行ったクラスを表示する場合 (1)クラスA情報技術装置 VCCIクラスA適合　または、　VCCI-A適合 (2)クラスB情報技術装置 VCCIクラスB適合　または、　VCCI-B適合	第１２条を追加 第12条の追加は継続審議とし、改訂は行わない。

運-9	（付属部品の取扱い） 第 12 条　付属部品の販売に当たっては、以下によること。	（付属部品の取扱い） 第 12 条　付属部品の販売に当たっては、以下によること。	条番号変更なし
運-9	（市場抜取試験） 第 13 条　協会は、市場にある情報技術装置のこの規程への適合性を確認するために、付則３「市場抜取試験に関する規程」に従う抜取試験等を実施する。	（市場抜取試験） 第 13 条　協会は、市場にある情報技術装置のこの規程への適合性を確認するために、付則３「市場抜取試験に関する規程」に従う抜取試験等を実施する。	条番号変更なし
運-9	（守秘義務） 第 14 条　協会は、会員から提出された届出、登録等に関する資料のすべてを、協会の活動の目的及び用途以外には使用してはならない。	（守秘義務） 第 14 条　協会は、会員から提出された届出、登録等に関する資料のすべてを、協会の活動の目的及び用途以外には使用してはならない。	条番号変更なし
運-9	（規程の改廃） 第 15 条　この規程の改廃は以下による。	（規程の改廃） 第 15 条　この規程の改廃は以下による。	条番号変更なし
運-10	（施行期日） 第 16 条　本規程の改訂23版は2012年4月1日以降適合確認届出を行う装置に適用する。	（施行期日） 第 16 条　本規程の改訂23版は2012年4月1日以降適合確認届出を行う装置に適用する。	条番号と版数、運用開始の変更なし

	付則　１ Ｖ－３／２０１３．０４ **技　術　基　準** 1986.03.27制　　定 2013.04.01改訂27版 2013.04.01適用開始	付則　１ Ｖ－３／２０１４．０４ **技　術　基　準** 1986.03.27制　　定 2014.04.01改訂28版 2014.04.01適用開始	
目次	３．２　妨害波電界強度	３．２　放射妨害波	修正

技-14	(2)　電流プローブ 　電流プローブを使用する場合、当該ケーブルを接続部分から取り外すことなく、測定するケーブルにそれを装着できること。電流プローブには共振のない均一な周波数特性を有し、一次巻線を流れる動作電流によって飽和することなく機能するものでなければならない。 　電流プローブの挿入インピーダンスは1Ω以下でなければならない。	(2)　電流プローブ 　電流プローブを使用する場合、当該ケーブルを接続部分から取り外すことなく、測定するケーブルにそれを装着できること。電流プローブには共振のない均一な周波数特性を有し、一次巻線を流れる動作電流によって飽和することなく機能するものでなければならない。 　電流プローブの挿入インピーダンスは1Ω以下でなければならない。 　電流プローブの伝達インピーダンスは、CISPR16-1-2 Ed1.2 : 2006 および答申による。なお、伝達インピーダンスは、**0.1**Ωから**5**Ω（**-20dB**Ω～**14dB**Ω）の範囲であること。	伝達インピーダンスに関する規程を追加する 伝達インピーダンス値を追加

技-20	(2) 電波半無響室 電波半無響室とはシールドルームの、床以外の面に電波吸収体を付加した室である。 但し、その室は、この技術基準の５．３．３．６項のオープンサイトに対する必要事項に加えて、供試装置が回転台上で占める範囲、又は移動可能な範囲において、30MHzから1,000MHzの全周波数について、電波伝播特性に急激な変化がないことを確認すること。この確認は、周波数掃引法（例えば、広帯域アンテナ及びトラッキングジェネレータを用いた方法）による。この測定は、図５．６（ａ）（ｂ）に示すように、送信用アンテナを回転台の中心、及び供試装置が設置される範囲（EUTの最大稜外挿円）の前後左右の、計5箇所に設置して行う。	(2) 電波半無響室 電波半無響室とはシールドルームの、床以外の面に電波吸収体を付加した室である。 但し、その室は、この技術基準の５．３．３．６項のオープンサイトに対する必要事項に加えて、供試装置が回転台上で占める範囲、又は移動可能な範囲において、30MHzから1,000MHzの全周波数について、電波伝播特性に急激な変化がないことを確認すること。この確認は、周波数掃引法（例えば、広帯域アンテナ及びトラッキングジェネレータを用いた方法）による。この測定は、図５．６（ａ）（ｂ）に示すように、送信用アンテナ高さ1m、垂直偏波と水平偏波を回転台の中心及び供試装置が設置される範囲（EUTの最大稜外挿円）の前後左右の、計5箇所に設置して行う。	アンテナの配置条件を明確にする 日本語表記を修正
技-23	**５．３．３．６　サイトアッテネーション** 測定場については、その場所の水平及び垂直偏波のサイトアッテネーション値を測定し、その場所の有効性を確認しなければならない。確認には、次の(1)を適用するが、その代替として(2)を適用しても良い。	**５．３．３．６　サイトアッテネーション** 測定場については、その場所の表－１、表－２に示す周波数について水平及び垂直偏波のサイトアッテネーション値を数値データとして測定し、その場所の有効性を確認しなければならない。確認には、次の(1)を適用するが、その代替として(2)を適用しても良い。	測定条件を明確にする

技-24	(2) 広帯域アンテナによる確認 これは広帯域アンテナを用いたCISPR 16-1-4 Ed2.1: 2007 第1-4部：無線妨害波およびイミュニティの測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティの測定装置－付属機器－放射妨害波による方法を適用するものであり、この規格の付録Ｅにある表Ｅ．１に記載されている周波数でサイトアッテネーション値を測定し、その場所の有効性を確認するものである。 測定に用いる送信用及び受信用アンテナには同一タイプの広帯域アンテナを用いる。また使用するアンテナは、垂直偏波でアンテナの中心を金属大地面上 1m にセットした時、アンテナの先端と金属大地面との距離が 0.25m 以上確保できること。 サイトアッテネーション値の測定を行なう際、送信用アンテナの位置は回転台の中心とし、送受信用アンテナの間の距離は供試装置の測定に利用する距離に一致させること。	(2) 広帯域アンテナによる確認 これは広帯域アンテナを用いたCISPR 16-1-4 Ed2.1: 2007 第1-4部：無線妨害波およびイミュニティの測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティの測定装置－付属機器－放射妨害波による方法を適用するものであり、この規格の付録Ｅにある表Ｅ．１に記載されている周波数でサイトアッテネーション値を測定し、その場所の有効性を確認するものである。 測定に用いる送信用及び受信用アンテナには同一タイプの広帯域アンテナを用いる。また使用するアンテナは、垂直偏波でアンテナの中心を金属大地面上 1m にセットした時、アンテナの先端と金属大地面との距離が 0.25m 以上確保できること。 サイトアッテネーション値の測定を行なう際、送信用アンテナ**高さ1m、垂直偏波と水平偏波を**回転台の中心とし、送受信用アンテナの間の距離は供試装置の測定に利用する距離に一致させること。	測定条件を明確化

技-36

変更前

図６．４　卓上型装置の試験配置例
(伝導妨害波測定 － 試験配置 2)

技-36

図６．４　卓上型装置の試験配置例
(伝導妨害波測定 － 試験配置 2)

変更後
ユニット間の長さを示す 0.8m 位置修正
0.4m 引出線の追加

<table>
<tr><td>技-43</td><td>６．３．２　供試装置の配置と擬似電源回路網の接続条件
図６．１～６．６および６．１０～６．１１を参照すること。
(1) 卓上型供試装置は、水平又は垂直の基準金属面から 0.4m 離して配置すること。
(2) 供試装置は、供試装置以外の他の金属面あるいは、他の接地面から 0.8m 以上離して配置すること。
(3) 供試装置は、供試装置が基準金属面へ投影された形状の外周から 0.5m 以上基準金属面が広がるように配置すること。
(4) 床置き型装置では 0.15m 以下の絶縁材で水平基準金属面／金属大地面との接触を分離して配置して測定すること。
(5) 供試装置は､供試装置の端と擬似電源回路網の一番近い面までの最短距離が 0.8m になるように配置しなければならない。</td><td>６．３．２　供試装置の配置と擬似電源回路網の接続条件
図６．１～６．６および６．１０～６．１１を参照すること。
(1) 卓上型供試装置は、水平又は垂直の基準金属面から 0.4m 離して配置すること。
(2) 供試装置は、供試装置以外の他の金属面あるいは、他の接地面から 0.8m 以上離して配置すること。
(3) 供試装置は、供試装置が基準金属面へ投影された形状の外周から 0.5m 以上基準金属面が広がるように配置すること。
(4) 床置き型装置では 0.15m 以下の絶縁材で水平基準金属面／金属大地面との接触を分離して配置して測定すること。
(5) 供試装置は､供試装置の端と擬似電源回路網の一番近い面までの最短距離が 0.8m になるように配置しなければならない。外部電源供給ユニットを有する供試装置の場合、「供試装置の端」は外部電源供給ユニットの端とすること。</td><td>外部電源供給ユニットが EUT の一部である場合、擬似電源回路網に対する最短距離 0.8m の供試装置の端を明確にするため</td></tr>
<tr><td>技-44</td><td>(7) 電源ケーブルの型式が取扱説明書等に指定されていない場合には、長さ 1m のものを供試装置と擬似電源回路網との間に接続しなければならない。</td><td>(7) 電源ケーブルが製造業者によって指定されていない場合または用意されていない場合は、1mのケーブルを供試装置と擬似電源回路網の間に接続すること。</td><td>国内情報通信審議会答申と整合させるため

一部修正</td></tr>
</table>

技-46	６．４．２　測定手順 (1) 供試装置は、図６．１～図６．６に示す卓上型装置、床置型装置、および卓上型・床置型の組合せ装置に従って配置すること。 (2) 電源は、電源ポートの伝導妨害波電圧の測定と同様にAMNを経由して供試装置に供給すること。このとき、AMNの受信機との接続ポートは50Ωで終端すること。 (3) シールドのない平衡対線のコモンモード（非対称モード）電流または電圧の妨害波評価は、通信ポートにケーブルを介してISNを接続した状態で実施すること。このISNは、妨害波測定中に通信ポート側から見たコモンモード終端インピーダンスが５．２．３項に定めるものであること。ISN は、供試装置と供試装置の動作に必要な補助装置（AE）または負荷の間の信号ケーブルに挿入し、供試装置の通常の動作に影響を与えないこと。 (4) 不平衡ケーブルには ISN の代わりにAEや擬似装置を接続することを許容する。	６．４．２　測定手順 (1) 供試装置は、図６．１～図６．６に示す卓上型装置、床置型装置、および卓上型・床置型の組合せ装置に従って配置すること。 (2) 電源は、電源ポートの伝導妨害波電圧の測定と同様にAMNを経由して供試装置に供給すること。このとき、AMNの受信機との接続ポートは50Ωで終端すること。 (3) シールドのない平衡対線のコモンモード（非対称モード）電流または電圧の妨害波評価は、通信ポートにケーブルを介してISNを接続した状態で実施すること。このISNは、妨害波測定中に通信ポート側から見たコモンモード終端インピーダンスが５．２．３項に定めるものであること。ISN は、供試装置と供試装置の動作に必要な補助装置（AE）または負荷の間の信号ケーブルに挿入し、供試装置の通常の動作に影響を与えないこと。 (4) 測定しないポートの不平衡ケーブルにはISNの代わりにAEや擬似装置を接続することを許容する。	測定しないポートに接続されたケーブルの終端方法に関する規定であることを明確にするため
技-46 技-47	(8) シールドケーブルまたは同軸ケーブルの接続を意図する通信ポートの妨害波電圧測定を行う場合は、付属書Ⅳ１．１項または付属書Ⅳ１．２項に記載されている配置および方法を用いること。 (9) シールドケーブルまたは同軸ケーブルの接続を意図する通信ポートの妨害波電流測定を行う場合は、付属文書Ⅳ１．１項または付属書Ⅳ１．２項に記載されている配置および方法を用いること。	(8)　シールドケーブルまたは同軸ケーブルの接続を意図する通信ポートの妨害波電圧あるいは妨害波電流の測定を行う場合は、付属文書Ⅳ１．１項または付属文書Ⅳ１．２項に記載されている配置および方法を用いること。	同じ規定が二度記載されているように見える状況を解消するため

技-47	(10)　４対を超える平衡対線または不平衡線の接続を意図する通信ポートの測定を行う場合は、付属文書Ⅳ１．３項に記載されている配置および方法を用いること。 この時の試験条件を以下に示す。 1) 適切なケーブルを用いて EUT を AE に接続すること。 2) 各周波数において、付属書Ⅳ１．３項の要求条件に適合すること。 3) 電流プローブによりコモンモード電流を測定し、あわせて容量性電圧プローブによりコモンモード電圧を測定すること。 4) AEには、製造業者により規定される多線ケーブルを使って試験中の通信ポートに通常接続される装置、または代替として、通信ポートシミュレーション装置、または試験中の通信ポートを適切に駆動するために能動装置を接続すること。 5) AEの接続が必要でない場合は、ケーブルの AE 側終端部でポートを受動素子で終端すること。 (11)　供試装置が卓上型装置であり、水平基準金属面を用いて測定を行う場合、被測定通信ポートに接続される通信ケーブルは、できるだけ全長（供試装置とISNとの間）にわたって基準大地面から0.4 m離して配置すること。（必要であれば非導電性の支持台などを使用する。）	**(9)** ４対を超える平衡対線または不平衡線の接続を意図する通信ポートの測定を行う場合は、付属文書Ⅳ１．３項に記載されている配置および方法を用いること。 この時の試験条件を以下に示す。 1) 適切なケーブルを用いて EUT を AE に接続すること。 2) 各周波数において、付属書Ⅳ１．３項の要求条件に適合すること。 3) 電流プローブによりコモンモード電流を測定し、あわせて容量性電圧プローブによりコモンモード電圧を測定すること。 4) AEには、製造業者により指定される多線ケーブルを使って試験中の通信ポートに通常接続される装置、または代替として、通信ポートシミュレーション装置、または試験中の通信ポートを適切に駆動するために能動装置を接続すること。 5) AEの接続が必要でない場合は、ケーブルの AE 側終端部でポートを受動素子で終端すること。 **(10)**　供試装置が卓上型装置であり、水平基準金属面を用いて測定を行う場合、被測定通信ポートに接続される通信ケーブルは、できるだけ全長（供試装置とISNとの間）にわたって基準大地面から0.4 m離して配置すること。（必要であれば非導電性の支持台などを使用する。）	番号の変更 一部修正 番号の変更

技-57	７． 試験成績書 試験成績書は以下の内容を含め記述すること。 1) 表題（例えば、試験報告書または試験成績書等） 2) 試験を実施した試験所およびVCCI設備登録番号 3) 試験を実施した試験所の住所または設備の住所 4) 試験報告書番号および報告書を示すページ番号と全ページ数 5) 試験依頼者の名称（会社または団体名）またはVCCI会員番号 6) 試験依頼者の所在地 7) VCCI技術基準の年度（VCCI技術基準の一部の試験を実施する場合は、年度とその項番） （例：V-3/2012.04とする）	７． 試験成績書 試験成績書は以下の内容を含め記述すること。 1) 表題（例えば、試験報告書または試験成績書等） 2) 試験を実施した試験所およびVCCI設備登録番号 3) 試験を実施した試験所の住所または設備の住所 4) 試験報告書番号および報告書を示すページ番号と全ページ数 5) 試験依頼者の名称（会社または団体名）またはVCCI会員番号 6) 試験依頼者の所在地 7) VCCI技術基準の年度（VCCI技術基準の一部の試験を実施する場合は、年度とその項番） （例：V-3/2014.04とする）	V-3 技術基準の改訂に伴い年を変更

技-79	〈付属文書Ⅳ〉 2006.04.01制　　定 2013.04.01改訂７版 2013.04.01適用開始 通信ポート伝導妨害波測定の配置および 測定方法	〈付属文書Ⅳ〉 2006.04.01制　　定 2014.04.01改訂8版 2014.04.01適用開始 通信ポート伝導妨害波測定の配置および 測定方法	

技-80

変更前

ＡＥ：対向装置　　ＥＵＴ：供試装置

１）垂直または水平基準金属面までの距離

２）基準金属面までの距離は厳密でなくてよい

図１　ISNを使用する測定法

技-80	ＡＥ：対向装置　　ＥＵＴ：供試装置 １）垂直または水平基準金属面までの距離 ２）基準金属面までの距離は厳密でなくてよい ３）外部電源供給ユニットはEUTに含む 図１　ISNを使用する測定法		変更後 80 cm が直線距離になっていないので修正するとともに、6.3.2 項と同様に外部電源供給ユニットも EUT に含まれることを明確にするため

技-82	１．４　測定方法を選定するためのフローチャート 様々なポート（シールドのない対より線、シールドのある対より線、同軸ケーブル等）に適用する測定法を選定するためのフローチャート（図４参照）を採用する。たとえばシールドのある（ STP ）ケーブル、シールドのない（ UTP ）ケーブルのように、異なる型のケーブルへの適用が可能な場合は、両者について測定を行って本規格に対する適合を確認すること。	１．４　測定方法を選定するためのフローチャート 様々なポート（シールドのない対より線、シールドのある対より線、同軸ケーブル等）に適用する測定法を選定するためのフローチャート（図４参照）を採用する。たとえばシールドのある（STP）ケーブル、シールドのない（UTP）ケーブルのように、異なる型のケーブルの接続を~~会員が~~意図する通信ポートの場合は、両者について測定を行って本規格に対する適合を確認すること。	通常の使用状態において UTP および STP の接続が意図されている場合に、両者の測定を行って適合確認を行う必要があることを明確にするため 一部修正

図４－試験方法を選定するためのフローチャート

技-83			変更後 1.4 節の記述を変更したことに整合させるため 一部修正

図４－試験方法を選定するためのフローチャート

技-93	〈付属文書Ⅵ〉 2008.04.01制　　定 2013.04.01改訂６版 2013.04.01適用開始 1GHz超における放射妨害波測定用試験場	〈付属文書Ⅵ〉 2006.04.01制　　定 2014.04.01改訂7版 2014.04.01適用開始 1GHz超における放射妨害波測定用試験場	

<table>
<tr>
<td>技-101</td>
<td>

２．２．２．２　追加されるS_{VSWR}測定位置／測定点の記述（図４）

図３に示す測定位置／測定点に加え、テストボリュームの高さに依存して、追加のS_{VSWR}測定が必要となる場合がある。図４は、追加されるS_{VSWR}測定に対する高さの要求を示している。２番目の高さに対する試験は、前面の位置のみにおいて実施すること。

h_a　床上の吸収体でさえぎられるテストボリュームの部分（最大 0.3m ）

h_1　テストボリューム中間の高さ、あるいはテストボリュームの底面から1 mのいずれか低い方

h_2　テストボリュームの上面にあり、h_2がh_1 より少なくとも 0.5m離れているときに測定すべき高さ

（詳細は２．２．５項）

図４　S_{VSWR}測定位置／測定点(高さに対する要求条件)

</td>
<td></td>
<td>変更前</td>
</tr>
</table>

技-101		２．２．２．２　追加されるS_{VSWR}測定位置／測定点の記述（図４） 図３に示す測定位置／測定点に加え、テストボリュームの高さに依存して、追加のS_{VSWR}測定が必要となる場合がある。図４は、追加されるS_{VSWR}測定に対する高さの要求を示している。 2 番目の高さに対する試験は、前面の位置のみにおいて実施すること。 h_a　床上の吸収体でさえぎられるテストボリュームの部分（最大 0.3m ） h_1　テストボリューム中間の高さ、あるいは地上高1 m h_2　テストボリュームの上面にあり、h_2がh_1 より少なくとも 0.5mを超えた場合に測定すべき高さ （詳細は２．２．５項） 図４　S_{VSWR}測定位置／測定点(高さに対する要求条件)	変更後 情報通信審議会答申および2.2.5項条件付き測定位置に関する要求条件の図５に合わせた変更 図にある ha を削除

技-105	**２．２．４　S_{VSWR}による試験場の適合性確認－等方性電界プローブを用いた相反的な試験手順** 　遮蔽された室（例えば6面電波暗室や5面電波暗室）の評価では、表２で要求される測定点に等方性電界プローブを置き、放射電界強度測定に用いる受信アンテナを用いて、テストボリュームに照射することによってS_{VSWR}の評価を行ってもよい。この方法を“相反的な” S_{VSWR}の評価法と呼ぶ。この相反的なS_{VSWR}の評価法においては、EUTの測定に用いる受信アンテナは、テストボリューム中の電界プローブに照射するのに用いられるので“送信アンテナ”と呼ばれる。等方性電界プローブは、２．２．１項で規定される放射パターンの仕様を満足しなければならない。プローブは、送信アンテナの偏波と同一、すなわちプローブ内の受信エレメントの位置や向きが既知でなければならない。	**２．２．４　S_{VSWR}による試験場の適合性確認－等方性電界プローブを用いた相反的な試験手順** 　遮蔽された室（例えば6面電波暗室や5面電波暗室）の評価では、表２で要求される測定点に等方性電界プローブを置き、放射電界強度測定に用いる受信アンテナを用いて、テストボリュームに照射することによってS_{VSWR}の評価を行ってもよい。この方法を“相反的な” S_{VSWR}の評価法と呼ぶ。この相反的なS_{VSWR}の評価法においては、EUTの測定に用いる受信アンテナは、テストボリューム中の電界プローブに照射するのに用いられるので“送信アンテナ”と呼ばれる。等方性電界プローブは、２．２．１．２項で規定される等方性の仕様を満足しなければならない。プローブは、送信アンテナの偏波と同一、すなわちプローブ内の受信エレメントの位置や向きが既知でなければならない。	等方性電界プローブの要求条件に該当する項に変更

技-107

２．２．５　条件付測定位置に関する要求条件

図３、図４、表２に示すように、テストボリュームの大きさに依存して、追加的な測定位置が要求される。図５は、いつこの追加的な測定が必要となるかを規定しているフローチャートである。

注１　$w' = 2\times(d+r)\times\tan(0.5\times\theta_{3dBmin})$　：　距離ｄ＋ｒにおいて θ_{3dBmin} が包含する水平線の長さ

　　d　　：　測定距離

　　r　　：　テストボリュームの半径

　　θ_{3dBmin}　：　適合性確認を実施する周波数範囲における受信アンテナの3dBビーム幅の最小値

注２　測定は、必ずしも図の順番に行う必要はなく、全ての測定データが得られるように任意の順番に行ってもよい。

変更前

技-107

２．２．５　条件付測定位置に関する要求条件

図３、図４、表２に示すように、テストボリュームの大きさに依存して、追加的な測定位置が要求される。図５は、いつこの追加的な測定が必要となるかを規定しているフローチャートである。

注１　w’ = 2×（d＋ r ）×tan(0.5×θ_{3dBmin})　:　距離 d ＋ r において θ_{3dBmin} が包含する水平線の長さ

d　:　測定距離

r　:　テストボリュームの半径

θ_{3dBmin}　:　適合性確認を実施する周波数範囲における受信アンテナの3dBビーム幅の最小値

注２　測定は、必ずしも図の順番に行う必要はなく、全ての測定データが得られるように任意の順番に行ってもよい。

変更後
W‘よりテストボリュームが大きい場合の測定位置の判定方法を変更

登-1	付則　２ Ｖ－５／２０１３．０４ 測定設備等の登録に関する規程 1992.10.01制　　定 2013.04.01改訂19版 2013.04.01適用開始	付則　２ Ｖ－５／２０１４．０４ 測定設備等の登録に関する規程 1992.10.01制　　定 2014.04.01改訂20版 2014.04.01適用開始	
登-1	第３条　会員は、登録を希望する測定設備等が、第４条の登録に関する要件に合致することを確認した後に、測定設備等登録申請書（様式101、101G、102Ａ、102Ｂ）、測定設備等登録申請付属書（様式101、101G、102A、102Bにて指示された様式）および添付を要する資料（NSAおよびサイトVSWR法によるサイト評価データは申請の６ヶ月以内のもの）を個々の測定設備毎に付則２－２　測定設備等登録に関する書類の記入要領（V-11）によって作成し、審査料を添えて協会に提出し、登録を申請しなければならない。	第３条　会員は、登録を希望する測定設備等が、第４条の登録に関する要件に合致することを確認した後に、測定設備等登録申請書（様式101、101G、102Ａ、102Ｂ）、測定設備等登録申請付属書（様式101、101G、102A、102Bにて指示された様式）および添付を要する資料（NSAおよびサイトVSWR法によるサイト評価データは申請の１年以内のもの）を個々の測定設備毎に付則２－２　測定設備等登録に関する書類の記入要領（V-11）によって作成し、審査料を添えて協会に提出し、登録を申請しなければならない。	測定機器の校正および点検は一年以内の校正周期を推奨しており、それに準じたサイト評価の期間とする

登-6	（諸外国の機関により承認された測定設備等の登録） 第　１４　条　1)　会員は、CISPR勧告に準じて定められた規格に則して運用されている、本条２）項に列記した諸外国の機関により、承認を受けた測定設備等について登録をしたい場合、第３条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。 測定設備等登録申請書(様式151、152Ａ)および測定設備審査等登録申請付属書を作成し、測定設備等登録申請書に承認の際適用した規格、機関名を記すと共に、その機関に提出した申請書類の写し一式（初回および更新時の資料を含む）、合格を証する書類の写しおよび審査料を添付して申請する。 ただし、申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は、別途請求書によるものとし、後日、指定の銀行口座へ振込まなければならない。 協会は、第４条の登録に関する要件に代えて、諸外国の規格と機関の審査結果を準用して第５条により審査を行う。審査が終了したら、第６条により審査結果の通知を行い、審査結果が承認であった場合は第７条により登録証を発行する。この場合の登録の更新申請は第１０条２)項による。 なお、諸外国の機関で通信ポートおよび1GHz超（サイトVSWR法によるサイト評価を含む）測定設備が承認対象になっていない場合は、別途、通信ポートおよび1GHz超測定設備の追加登録が必要である。	（諸外国の機関により承認された測定設備等の登録） 第　１４　条　1)　会員は、 CISPR勧告に準じて定められた規格に則して運用されている、本条２）項に列記した諸外国の機関により、承認を受けた測定設備等について登録をしたい場合、第３条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。 測定設備等登録申請書(様式151、152Ａ)および測定設備審査等登録申請付属書を作成し、測定設備等登録申請書に承認の際適用した規格、機関名を記すと共に、その機関に提出した申請書類の写し一式（初回および更新時の資料を含む）、合格を証する書類の写しおよび審査料を添付して申請する。 ただし、申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は、別途請求書によるものとし、後日、指定の銀行口座へ振込まなければならない。 審査は、第４条の登録に関する要件に代えて、諸外国の規格と機関の審査結果を準用して行う。審査が終了したら、第６条により審査結果の通知を行い、審査結果が承認であった場合は第７条により登録証を発行する。この場合の登録の更新申請は第１０条２)項による。 なお、諸外国の機関で通信ポートおよび1GHz超（サイトVSWR法によるサイト評価を含む）測定設備が承認対象になっていない場合は、別途、通信ポートおよび1GHz超測定設備の追加登録が必要である。	諸外国の機関により承認された測定設備等の登録簡略化をする

市-1	付則　３ Ｖ－７／２０１３．０４ **市場抜取試験に関する規程** 1986.07.24制　　定 2013.04.01改訂19版 2013.04.01適用開始	付則　３ Ｖ－７／２０１４．０４ **市場抜取試験に関する規程** 1986.07.24制　　定 2014.04.01改訂20版 2014.04.01適用開始	
市-1	第　1　条 この規程は、自主規制措置運用規程（以下“運用規程”という）第１３条に規定する市場抜取試験に関し必要な事項を定める。	第　1　条 この規程は、自主規制措置運用規程（以下“運用規程”という）第１３条に規定する市場抜取試験に関し必要な事項を定める。	V-2 自主規制措置運用規程の改訂がなくなったため、変更なし
市-2	第　5　条 ４）試験機関との機器の運搬費用、会員の依頼にもとづいて実施する再試験（第１１条２項）、および追加試験（第１１条３項）に関わる費用等を負担すること。初回試験の費用は，協会が負担する。	第　5　条 ４）試験機関との機器の運搬費用、会員の要請にもとづいて実施する再試験（第１１条２項）、および追加試験（第１１条３項）に関わる費用等を負担すること。初回試験の費用は，協会が負担する。	用語の統一 会員の“依頼”は“要請”に変更

市-3	第　１１　条 ２．　試験結果が「第１１条第１項２）不合格水準にあると通知を受けた会員は,判定結果に不服がある場合には書面により協会に申し出て再試験を依頼することが出来る。その手順を次に定める。 １）会員は不服とする根拠材料（試験条件の違い、偶発故障など）を協会に提出し、再試験を依頼する。	第　１１条 ２．　試験結果が「第１１条第１項２）不合格水準にあると通知を受けた会員は，判定結果に不服がある場合には書面により協会に申し出て再試験を要請することが出来る。その手順を次に定める。 １）会員は不服とする根拠材料（試験条件の違い、偶発故障など）を協会に提出し、再試験を要請する。	用語の統一 会員の“依頼”は“要請”に変更
市-4	３.試験結果が「第１１条第１項２）不合格水準にあると通知を受け、再試験を要求しない場合、または再試験の結果が合格しなかった場合は、会員は原因を調査しその結果と合せて、下記の中から対応方法を選択して協会に報告しなければならない。 １）統計的評価のための追加試験を協会に要請する。 実施方法は「第１２条（追加試験）第１項」に定める。 ２）自社管理データ等で「第１２条（追加試験）第２項」に定める方法で適正な水準であることを証明し、協会に報告する。 ３）会員は、自ら不合格と認める。	３.試験結果が「第１１条第１項２）不合格水準にあると通知を受け、再試験を要請しない場合、または再試験の結果が合格しなかった場合は、会員は原因を調査しその結果と合せて、下記の中から対応方法を選択して協会に報告しなければならない。 １）自社管理データ等で「第１２条（追加試験）第１項」に定める方法で適正な水準であることを証明し、協会に報告する。 ２）統計的評価のための追加試験を協会に要請する。 実施方法は「第１２条（追加試験）第２項」に定める。 ３）会員は、自ら不合格と認める。	用語の統一 不合格水準への対応手順の優先順位の明確化

市-4	４．協会は，不合格水準と通知したものに対し，「第１１条第３項」の結果により、次の通り最終判定を行う。 １）合格　　許容値以内 ２）不合格　　許容値を超過	４．協会は，「第１１条第３項」の１）と２）に対して、次の通り最終判定を行う。 １）合格　　許容値以内 ２）不合格　　許容値を超過	許容値による判定の適用対象を明確化
市-4	５．不合格の場合、会員は、改善処置を行うとともに、処置内容と再発防止対策を協会へ報告すること。協会は、不合格品の型式および会員名を機関誌等に公表する。	５．不合格の場合、会員は、改善処置を行うとともに、処置内容と再発防止対策を協会へ報告すること。協会は、不合格品の型式および会員名等を機関誌等に公表する。	会員名以外の情報（是正処置）も公表する
市-4	第　１２　条　協会は，第１１条第３項１）の運用を選択した会員に対し，非心ｔ分布により，量産品の80％以上が80％の信頼度をもって第１１条第１項を満足している事を証明するのに必要な台数（不合格水準となった機器を含まない）を抜取り，追加試験を行う。 １）追加試験は不合格水準発生時に測定を担当した試験機関に委託する。 ２）全周波数帯域について測定を行う。 ３）上記結果より最終判断を行う。 ２．第１１条第３項２）の適用を選択した会員は，自社の管理データを非心ｔ分布又は２項分布のいずれかで分析を行い，量産品の80％以上が80％の信頼度をもって，許容値を満足していることを証明する。	第　１２条　第１１条第３項１）の適用を選択した会員は，自社の管理データを非心ｔ分布又は２項分布のいずれかで分析を行い，量産品の80％以上が80％の信頼度をもって，許容値を満足していることを証明する。 ２．協会は，第１１条第３項２）の運用を選択した会員に対し，非心ｔ分布により，量産品の80％以上が80％の信頼度をもって第１１条第１項を満足している事を証明するのに必要な台数（不合格水準となった機器を含まない）を抜取り，追加試験を行う。 １）追加試験は不合格水準発生時に測定を担当した試験機関に委託する。 ２）全周波数帯域について測定を行う。 ３）上記結果より最終判断を行う。	第１１条第３項１)、２)の変更に合わせて順序を変更 誤解が無いように 1)～3) を記載

市-5	（抜取審査） 第 14 条 運用規程第13条第2項にもとづく審査のうち、書面による審査は下記のように実施する。 １）会員へ試験成績書等の提出依頼 　協会は会員に対して対象機器に関する試験成績書等の提出を依頼する。会員は、正当な理由なくこの依頼を拒んではならない。 ２）試験成績書等の審査 　委員会は、提出された試験成績書等により、許容値への適合、機器への表示、取扱説明書への記載、等が適切か否かを運用規程にもとづいて審査する。	（抜取審査） 第 14 条 運用規程第13条第2項にもとづく審査のうち、書面による審査は下記のように実施する。 １）会員へ試験成績書等の提出依頼 　協会は会員に対して対象機器に関する試験成績書等の提出を依頼する。会員は、正当な理由なくこの依頼を拒んではならない。 ２）試験成績書等の審査 　委員会は、提出された試験成績書等により、測定方法、許容値への適合、機器への表示、取扱説明書への記載、等が適切か否かを運用規程にもとづいて審査する。	V-2 自主規制措置運用規程の改訂がなくなったため、変更なし 書面審査では、測定方法の適切さを審査することを明記
市-6	（ＯＥＭ製品に関する取り扱い） 第 16 条　協会が運用規程第13条にもとづく市場抜取試験を実施する場合において、会員が適合確認および適合確認届出をブランド業者（販売会社）に代わって行ったオリジナルメーカー（製造業者）であるときは、協会が必要とする場合、適合確認届出に記載されたブランド業者もオリジナルメーカーと同様に協会の指示に従い対応しなければならない。	（ＯＥＭ製品に関する取り扱い） 第 16 条　協会が運用規程第13条にもとづく市場抜取試験を実施する場合において、会員が適合確認および適合確認届出をブランド業者（販売会社）に代わって行ったオリジナルメーカー（製造業者）であるときは、協会が必要とする場合、適合確認届出に記載されたブランド業者もオリジナルメーカーと同様に協会の指示に従い対応しなければならない。	V-2 自主規制措置運用規程の改訂がなくなったため、変更なし

市-7
変更前
4．市場抜取試験における判定の手続きについて
判定は図１に従って行う。
サンプルの抜取試験
OK
判定
NG
NO
再試験を要求する
YES
再試験要求
NG
再試験可否
OK
再試験実施
NG
判定
OK
合格
1)
3)
1)統計手法の追加試験
2)自社管理データ等による証明
3)不合格を認める
追加試験実施
2)
1)、2)、3)は第11条3項の1)、2)、3)を示す。
自社管理データ等による証明と報告
OK
判定
NG
不合格
是正処置
公表
図1. 判定処理

市−7		（解説）　４．市場抜取試験における判定の手続きについて 判定処理の概要を図１に示す。	変更後 解説用のフローであることを明記 不合格水準通知を追記 １１条３項の順序変更を反映して、会員が行う対応方法を明記 合否判定、合格通知等の文言を修正 ＯＫ、ＮＧ、ＹＥＳ、ＮＯを日本語に修正 会員が判断・実施する項目を明記

図1.　判定処理の概要

（注:二重線枠の部分は会員の判断･実施項目）

記-1	付則　２－２ Ｖ－１１／２０１３．０４ 測定設備等登録に関する書類の記入要領 1997.01.20制　　定 2013.04.01改訂13版 2013.04.01適用開始	付則　２－２ Ｖ－１１／２０１４．０４ 測定設備等登録に関する書類の記入要領 1997.01.20制　　定 2014.04.01改訂14版 2014.04.01適用開始	
記-6	2.6　**様式**109A、109B、110A、**および**110B 注1：様式110A、および110Bは、短縮ダイポールアンテナを使用してサイトアッテネーションを測定した場合に提出する（様式111の第 1(a)項参照）。 注2：V-5規程第３条の申請（様式101,107を使用する申請）の場合、提出するNSA評価データは申請書提出日以前６ヶ月以内に測定したものであること。	2.6　**様式**109A、109B、110A、**および**110B 注1：様式110A、および110Bは、短縮ダイポールアンテナを使用してサイトアッテネーションを測定した場合に提出する（様式111の第 1(a)項参照）。 注2：V-5規程第３条の申請（様式101,107を使用する申請）の場合、提出するNSA評価データは申請書提出日以前１年以内に測定したものであること。	測定機器の校正および点検は一年以内の校正周期を推奨しており、それに準じたサイト評価の期間とする
記-8	2.8　**様式**111G 注1：電波伝搬特性の評価に使用する受信アンテナは放射妨害測定用アンテナと同じタイプ（型名）であること。また複数のアンテナを放射妨害測定に使用する場合は最もビーム幅の広いアンテナを用いてSVSWRの確認をすること（V-3 付属文書VI 2参照）。 注2：提出するSVSWRの評価データは申請書提出日以前６ヶ月以内に測定したものであること。	2.8　**様式**111G 注1：電波伝搬特性の評価に使用する受信アンテナは放射妨害測定用アンテナと同じタイプ（型名）であること。また複数のアンテナを放射妨害測定に使用する場合は最もビーム幅の広いアンテナを用いてSVSWRの確認をすること（V-3 付属文書VI 2参照）。 注2:提出するSVSWRの評価データは申請書提出日以前1年以内に測定したものであること。	測定機器の校正および点検は一年以内の校正周期を推奨しており、それに準じたサイト評価の期間とする